

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 5 年度 第 2 回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日 時	令和 6 年 2 月 1 日 (木) 14:00～16:00
場 所	芦屋市環境処理センター 1 階会議室
出 席 者	会 長：井上 尚之 副 会 長：千田 眞喜子 委 員：多田 直弘、武内 達明、法兼 茂子、山口 能成、 樋口 勝紀、桑田 敬司
事 務 局	大上市民生活部長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、 谷野収集事業課長、永田環境施設課管理係長、御宿環境施設課主査、 荒木環境施設課施設係長、山城環境施設課員、林環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 連絡事項
- (2) 協議事項：令和 6 年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画（案）について
- (3) 報告事項：芦屋市環境処理センター施設整備について
- (4) その他

2 資料

- ・資料 1 令和 6 年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画（案）
- ・資料 2 指定ごみ袋制度の効果検証
- ・資料 3 安全衛生管理計画
- ・資料 4 公害防止計画
- ・資料 5 環境計画
- ・資料 6 災害対策計画
- ・資料 7 事業方針計画
- ・資料 8 環境処理センター運営協議会 (6/13, 8/24, 10/11, 11/15) からの意見等

3 審議内容

開会

(事務局 永田)

委員の皆様の発言につきましては、お名前の入った会議録として、市役所 1 階の行政情報コーナーと本市ホームページより公開することになりますので御了承ください。

また、マスクの着用で御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はお手元のマイクを利用して発言いただきますよう御協力お願いいた

します。

(井上会長)

はい、それでは傍聴人について報告をお願いいたします。

(事務局 永田)

傍聴の希望者はありません。

(井上会長)

はい。それでは、このまま進めさせていただきますね。

そしたら、議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いします。

(事務局 永田)

本日の会議は、委員10人中8人の委員の出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第6条第2項によりこの会は成立しております。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

ではですね、議題1の令和6年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 永田)

はい、説明させていただきます。

皆様お手元にホッチキス止めの芦屋市一般廃棄物処理実施計画案がございますでしょうか。これは何かといいましたら今年度のごみの見込みの報告と、来年度どのような取組に力を入れていくかを書いた案になります。この案について説明させていただき、御協議いただくものになります。よろしくお願いいたします。

今年度のごみの報告ですけども、2ページを見ていただけるでしょうか。(1)に目標値に対する令和5年度達成の見込みをつくっております。皆様の中でも御審議いた

だいた計画で立てた目標に対する達成の見込みです。見込みですけれども、1日1人当たりのごみ排出量、1日1人当たりの家庭系ごみ排出量、また最終処分量は灰の量ですけれども、達成の見込みとなっております。

ただ、事業系ごみの排出量、またリサイクル率は未達成の見込みとなっております。今回これは目標値に対してなんですけれども、下に参考として実績値の推移、令和元年度から令和5年度まで載せております。例えば1日1人当たりのごみ排出量は、令和元年度942.0グラムで、令和5年度見込みでは877.6グラムまで減ってきています。1人1日当たりの家庭系ごみ排出量につきましても、令和元年は534.2グラムでしたが、4年後の令和5年見込みとしては496.8グラムまで減り、初めて500グラムを切る見込みとなっております。

3ページ目は、そのごみ量の内訳となっております。家庭系ごみで大体4.5%見込んでおります。内訳としては燃やすごみ、燃やさないごみそれぞれが減っております。

前年と比較して大きく減ったところは、資源ごみの上から3つ目、缶が前年より減ってるんですけれども、これは今年度も結構いろいろ啓発をしたんですけれども、持ち去りが多くなっていると思われます。私も早朝出勤して巡回し持ち去りをしている方を見つけて注意したりしてるんですけれども、やはり最近、特に今年度は市民の方からそういう方が多くなってるという声を聞いています。そういったことも1つ影響してるんじゃないかと思います。

またビンにつきましては、恐らく世の中の流れが徐々にビンからペットボトルとかに移ってる部分とかもありますので、そういったところの影響もあるのではないかと考えております。

ごみの排出量ですけれども、皆様お手元の資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。この資料2は、今年度大きな施策として指定ごみ袋制度を導入しました。指定ごみ袋導入前の4月から9月と、指定ごみ袋導入後の10月から12月の比較になります。

一番右端、黄色の個所が指定ごみ袋導入前です。燃やすごみは、導入前の前年比はほぼ100%。要は前年どおりで推移してました。事業系につきましては、この5月までは新型コロナなどの影響もあったと思いますが、最近ではその影響も少なくなりつつあって、上半期を比べると前年度よりは多くなっています。

個人のごみとしては上半期はほぼ100%、ごみ全体としても100%で推移していましたが、10月から12月、少しオレンジ色っぽい色になっているところを見ていただきたいん

ですけども、この3か月で、平均すると8.3%減。事業者はあんまり変わらないんですけども、個人と事業者合わせた燃やすごみ全体としては5.3%減っています。ですから導入前と後で顕著に傾向が変わってるというところが1つあります。

またその下、燃やさないごみの内訳を見ていただきたいんですけども、紙資源とペットボトル、前年、4月から9月であれば前年割って大体3.7%というところで少なくなってたんですけども、10月から12月にかけては、紙資源が前年より3%増えたり、ペットボトルにつきましては9%増える結果となっています。

燃やすごみの減量効果と相まって推測されるのは、分別の意識が向上し、燃やすごみの中に入ってるペットボトルとか、そういったものがきちんと資源ごみとして、ペットボトルとして出されてるんじゃないかと推測しております。ただ、先ほど説明したとおり、缶につきましては前年より大きく減っている結果となっています。

その他燃やさないごみにつきましては、この3か月は大きく減っています。1つは、指定ごみ袋になりましたので、ある程度溜まってから出そうかなという意識が働いてるのではないかとこのところもあるんですけども、今までその他燃やさないごみに混じっていた例えばプラスチックなどが燃やすごみに移ったりとか、そういったところで一定分別が進んだのではないかと推測しております。

それも含めて、やはり燃やすごみが全体で減っている結果になっていますので、やはり市民の方の分別の意識というのは、以前よりはよくなってるんじゃないかと、この数字を見る限りはそういうふうに推測しております。

またですね、本日お手元に配った追加の資料、この色つきのグラフになっているものを見ていただければよろしいでしょうか。このグラフは令和2、3、4、5年のごみ量の推移ですね。黄色のところが令和5年度、灰色のところが令和4年度になります。令和4年度のほうが多いところ、今年度より少ないところがあって、9月までは、先ほど見ていただいたとおり、トータルで見るとほぼ100%という推移でしたが、10月以降は明らかに去年より低くなっています。そういったところもあり、やはり指定ごみ袋というのは一定の効果があるのではないかと考えております。

では、先ほどの資料に戻りまして、4ページのほう見ていただきたいんですけども。まず今年度、焼却炉の処理（4）のところにつきましては、前年どおり適正に運転はできていたのですが、今年度は灰の中から、基準値を超える、基準値というのは30センチまでなんですけども、基準値を超える鉄製品が見つかったということで注意を受

けました。

灰の中から見つかったということは燃やすごみにそういったものが混入してたということになりますが、恐らくですが、市民の収集ごみとかであれば分かりますので、持ち込みごみではないかと思うんですけども、今後より一層注意しながら適正な運転管理に努めたいと思っております。

5 番目、今年度の重点取組。この重点取組は、昨年度ここの審議会で、御協議いただいたものです。特に重点取組として指定ごみ袋制度の導入に向けた説明会を進めるということで、令和 5 年 10 月 1 日指定ごみ袋制度が実施したんですけども、説明会とかチラシと袋のサンプルの全戸配布とか様々なことをしてきました、お祭りで配ったりとかステーション用のプレートをつくったり。導入後は違反ごみを収集せずに収集事業課の皆さんの協力も得て啓発をしたり、市内のパトロールをしたり、違反があるところには重点的にチラシを何度も入れたり、そういう取り組みを重ねながら違反ごみ袋の対策を実施しました。

評価としてはですね、現在、ごみステーションに 1 袋でも違反があるステーションの数というのは、もう 1 % 未満になっています。あくまで 1 つでも違反がある数と見ていますので、基本的には市民の方に浸透したと思っています。これも地域の皆様の御協力、自治会の皆様が一緒になって取り組んでくださった結果であり、収集事業課をはじめ、委託業者様の協力、そういった全員の協力があってこそ、なし遂げられたものと思っています。

2 つ目、事業系ごみにつきましても、指定ごみ袋は本審議会で御協議いただいて、商工会様とかコープこうべ様とか、一緒に考えた結果、市の指定ごみ袋ではありませんが、中身が見える袋に変更するという形になっています。ただ、コロナの影響も減ってきて事業活動の活発になってきていることもあり、ごみ量自体は増加しています。

あと今年度、本審議会でもご協議いただきましたプラスチックの分別の検討、これ令和 6 年 2 月の広報紙で、市民の方に、芦屋市はプラスチックの分別をやっていきますよという記事を載せます。実際にプラスチックの分別を始めるのは数年先になるのですが、分別の種類や収集方法の検討とか処理方法の検討など、今後検討すべき課題が残ってるという状況です。

また、今年度取り組みたかった 1 つとして、燃やすごみに混入している紙ごみの分別周知については、説明会では話したのですが、広く周知はちょっとできなかったた

め、次年度も引き続き取り組んでいきます。

また、本審議会で御意見いただいた中で、広報紙だけでなくいろんな広報手段も考えるようにとずっと言われてたんですけども、今、ごみアプリの作成中です。3月中旬にごみカレンダーを配るんですけども、そこにQRコードを載せて、芦屋市のごみアプリを載せるような予定をしております。ほかには、英語、韓国語、中国語、ベトナム語、ネパール語でチラシをつくったり、持込みごみの予約の期間を見直したりしております。

資料は、5ページになります。

令和6年度、どういったところに力を入れていくかというところなんですけども、令和5年10月に、制度としては指定ごみ袋制度を本格実施し、3か月の結果なんですけども、今のところは減量につながっていますが、また揺り戻しでどうなるか分からないところもありますし、さらなる分別の徹底とごみの減量の推進に取り組む必要があると考えていますと。

今年度できなかったこととして、紙ごみをきちんと分別するという周知ができませんでしたので、方策の1に、燃やすごみに混入してる紙ごみが多いことを特化してお知らせするなどし、リサイクルできる紙とそうでない紙の紹介や、あとは段ボールが依然燃やすごみで捨てられてる現状があったりしますので、そういったところの啓発とくに努めたいと思っています。

また、今年度検討いただきましたプラスチックの分別ですが、市民の方になぜ分別するのかとか、どういったふうに変わっていくのかなどを理解していただく必要がありますので、そういったところのまずは課題整理や方法の検討に努めながら、さらなる分別の推進につながるようプラスチック分別の意義等を周知していきたいと思っています。

また今年度アプリ導入する予定ですので、導入して終わりというよりは、そのアプリを使って、何かプッシュ型の通知ができないとか、いろいろ広報手段の充実というところは引き続き検討していきたいと思えます。

参考として、6ページ、7ページのところ、6ページの円グラフは燃やすごみの中に入っているごみの割合ですね。令和4年度と5年度、5年度が上なんですけども、やはり多いのは紙類なんですけども、令和4年度は紙類が全体の4割だったんですけども、令和5年度、これまだ計測は4回のうちの3回しか終わってないんですけども、

3回の平均は、紙類は33.5パーセントで去年よりは今のところ減っているという形になっています。

その横に参考として、他の都市で令和4年度のデータを出しておられるところは、神戸市が33.2パーセント、西宮市さんが37パーセントでした。令和4年度は、この両市さんより多かったんですけども、令和5年度は、またデータが出ましたら調べておきます。

あと、7ページに参考につけてるのは、兵庫県内での芦屋市の結果です。国が出してる最新のデータは令和3年度までになりますので、令和3年度の結果なんですけども、見ると去年とほぼ変わっていない。芦屋市の数値もよくなってるんですけども他市の数値もよくなってる部分もあり、さほど大きく順位は変わっていないというところになります。

報告としては以上になります。よろしくお願いいたします。

(井上会長)

はい、どうも永田さん、ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御質問あるいは御意見ありましたら。

はい、山口さん。

(山口委員)

はい、山口です。幾つかちょっと突っ込みを入れさせていただきます。

5ページ、幾つかありますが、まず1番目、持込みごみの予約の利便性の向上のためって書いてありますけど、何でこうなったのかを説明してほしいと思います。これが1つ。

2番目。その下に、6番に書いてあります雑がみの分別を向上させるなど、長期スパンでの向上と書いてあります。長期スパンとは何でしょうか。私は企業にいたときは、長期計画は3年ですよ。で、毎年やってます。僕、アップルの人と話したことあるんですけど、アップル行ったら笑われました。私たちの長期計画は3か月、1年をドリームと言うと教えてもらってますね。なるほどと。そういうスパンで、今、世の中は動いてますんで、ちょっとね、この長期スパンという言葉をもう少し具体的に、例えば5年以内とか、そういうのが要ると思います。

それから、その下、広報などを通じて、など入ってるんですけども、もうちょっと具体的に、例えば積極的にあしやトライあんぐるを使う。それから、ほかの都市、兵庫県内で雑がみ袋も提供してるところもあるんですね、市民にデザインをさせてね。そういうものもあると。ユーチューブもあると。その辺をいろいろ考えないとなかなか難しいかなと。

それで1、2、3とありますけど、ぜひともこれ私の提案です、4を加えてほしい。4は何かというと、危険ごみの撲滅。どうしてかというと、パッカー車が去年の10月、2号線で焼けました。それから今年の1月の9日、10日と2台焼けまして、計近々で3台も焼けてるんですね。で、パッカー車1台1,000万円近くします。ですから、これは利用者が注意すればできることなんですね。原因はスプレー缶とリチウムイオン電池です。

で、芦屋市のホームページを見ましたし、ごみのハンドブックも見ましたが、もう一つクリアじゃない。ですから、これもう徹底的にやったら撲滅できるわけですね。3,000万円近くのお金が少なくなるわけですから、ぜひともね、この危険ごみ撲滅というのを入れてほしいなというのが3番目です。

それから7ページなんですけども。確かにこの表で、調査結果と下を書いてありますけど、できたら僕矢印を、上向きか下向きでね、か、横向き、一緒に横向きでこう矢印入れてくれれば、ああ、下がったなというのが分かりますんで、読者にとっては見やすいかなと思います。

それから8ページ。ここに市民の責務ってあります。非常に大切なことです。そのために、これちょっとお題目になりますけども、CO₂削減するためにもという文言をどっかに入れてほしいんです。そうするとここにこう水戸黄門じゃないけど、本当に大変な気候変動の時期に入ってますんで、やはりCO₂削減というのをね、どうしてもごみに関しても非常に重要なんで、どっかに入れてほしいなと。で、これ今、市民の責務なのか事業者の責務なのかいろいろあるでしょうけども、私はパイプラインでもCO₂削減しましょうって一生懸命言ってますんで、その辺を入れてほしいなと思っております。

それから、次のページのパイプライン施設、9ページの一番下、パイプライン施設で定められた期間、これ条例で定められた期間って書いてありますけども、実はこれはこれで絶対条件であるんですけども、議論の中で今やってんのは、万が一自然災害が

起きたときにすぐ対応できるようなことを考えて、代替案を一生懸命考えとるわけですね。

だから条例期間でするのは当然なんですけど、その前に自然災害、例えば南海トラフが起こったときにどう対応するかということを当然代替案の中で考えてますんで、単なるこの定められた期間じゃなくて、それ前にもうつくったほうがいいんじゃないかということで、今、議論してますから、ちょっとその辺の文言、定められた期間前に対応もできるようにとか何かね、その辺の文言が必要かなと思っております。

それともう一つ。

さわやか収集の件で、9ページの3の2行目。これ条件があります。高齢者または障害のある方と書いてます。もうちょっと具体的に書いてほしいですね、高齢者というのは何歳なんですかね。障害というのは何等級以上なのか。ちょっとその辺があると、読む人は、あっ、自分は駄目なんやなとか。これ見ると、一々この件で電話せないかんですね。ですから、もうちょっとこう具体的に書いてほしいなと私自身は思っております。

はい、すみません、以上です。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

今、山口さんから、修正等の御希望がございましたが。

(事務局 永田)

はい。山口委員の御意見、御質問について回答させていただきます。ちょっと順番が前後する部分があったりすれば御了承ください。

まず最初、5ページ目の上のところから行きますと、持込みごみの利便性向上というところなんですけども。今までは1週間前から前日までしか電話予約ができなかったため、話し中で電話が繋がらないとか、お仕事がちょうど忙しいときで電話ができないとか、そういったところで電話予約に対して、御意見というところもありましたので、1週間前からを4週間前からにして、前日までを当日正午までという形に見直しを図ったものになります。

6番ですね。長期スパンとはいつのことなのかということなんですけども、これにつ

きましては、今、ごみのこの計画では、まず令和8年度を中間目標として定めていますので、まず目標年月に向かって進めるというところになります。

また、啓発というところは、一旦これだけやれば終わりというわけではなくて、指定ごみ袋にしる紙資源にしる何にしるそうなんですけども、啓発は引き続きやっていく必要がありますので、そういった意味ではほぼ永遠に近い啓発にはなっていくんですけども。やはり重点的に力を入れたら終わりじゃなくて、その後も必要に応じてやっていくという意味で、長期スパンでの向上という形で書かせていただいています。

またですね、広報などというところは、もちろんトライあんどとか、ユーチューブとか、アプリとかも含めていろんな広報手段を使ってという形になります。

雑がみの袋のほうも山口さんから御意見頂いたんですけども、そこもまた今後の審議会の中でこういったほうがいんじゃないかという意見もいろいろあると思います。で、実際例えばごみのアプリにつきましても、こういった審議会の中で意見が出て、若い子は広報とかも見ないので何か手段を考えたほうがいいんじゃないかとか、御意見いただいて考えていくものになりますので。ただ、そこはやはり予算との絡みもありますので、限られた予算の中で、より効果的な方法を取っていきたいと思っております。

あと、実施計画の中が、今、3つしかないところに、4つ目として危険ごみのことを入れていただきまして、山口委員のおっしゃるとおりだと思います。危険ごみにつきましては、広報で啓発したりはしてるんですけども、やはり卓上ガスボンベの中身が残ったまま捨てられる方が多いというのも現実であり、パッカー車が燃えるだけで済んで、燃えるのも大変損失なんですけども、最悪の場合は命に関わるようになってきますので、そういったところは当然力を入れていきたいと思います。

ですから、方策の4つ目に加えたほうがいんじゃないかというところは、審議会のこの中でまた御協議いただきまして、やはり危ないからそこも重点的にやったほうがいいよということであれば、4つ目の方策として加えさせていただきたいと思います。

次、7ページ目のところですね。矢印のところは、おっしゃるとおり、すみません、今後見やすく、そういったところは工夫していきたいと思います。

で、8ページ目のところですね、CO₂に限らず、やはり環境を守っていくというところだけじゃなくて、環境をよりよくしていくということは、この計画をつくったところの文言にも最初入れてるところになりますので。ちょっと表現のほうは、それは市民の責務だけではなく事業者の責務だけでなく市の責務だけでもないところなり

ますので、ちょっと表現のほうはどういうふうに入れるかは、今すぐこればつと出てこないんですけども、何のためにするのかというところは分かりやすくできたらなと思っております。

パイプライン施設につきましても、山口委員のおっしゃるとおり、今、実際地元の方々、パイプライン協議会の方々と話してる部分がありますので。そういった自然災害が来たときの代替案とかを検討してるという事実がありますので、そういった文言のほうは追加させていただきたいと思います。

(事務局 谷野)

収集事業課長の谷野でございます。山口委員、貴重な御意見ありがとうございます。

さわやか収集につきましての書きぶりについては少し考えさせていただこうかなと思います。このサービスについては、山口委員も御承知かとは思いますが、サービス内容詳細については、皆さん方にお配りをしています家庭ごみハンドブックの中にもきっちりと要件明記をさせていただいているということ。

それと福祉サイドのほうのパンフレットにも掲載をさせていただいているところではあるんですけども、この計画の中に書く高齢者とは、すなわちおおむね65歳以上、介護保険の認定を受けて、要介護2以上なんですけれども。要介護2以上の介護保険認定を受けた単身あるいは高齢世帯で、かつホームヘルプサービスを受けていると。ちょっと細かな要件がたくさん存在します。

それと障害のある方というのは、これを公的に表すものとしては、障害手帳の所持、療育手帳とか、身体障害者手帳、精神障害手帳。それと難病指定を受けた難病の認定証をお持ちの方で、かつホームヘルプサービスを受けている方と、ちょっと細かな要件がたくさんございますので、どこまでその部分を分かりやすく表記できるかということについては、山口委員の御指摘を宿題とさせていただきつつ、少し考えさせていただきたいと思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

今、御質問に対して御回答いただきましたが、山口さん、よろしいですか。

(山口委員)

どう答えていいかわかりません。できるだけ皆さんの意見を聞きながら、せっかくこんだけのものをつくられて、大変だったと思います。ですから、その中でよりよいものをつくっていったらいいかなと。

で、ここでちょっと私の意見は飛びます。もうちょっと飛ぶんですけど、実はちょっと芦屋市ではまだ難しいんですけども、今、何やってるかというと、一遍、ChatGPT 4 に上げるんですよ、文章全部。文章上げて、全部AIで添削してもらいましょう。添削する前に、この文章で何が問題ですかって言えば、全部問題点を列挙してくれるんです、こういう点が不足してる、こういう点はいいか、全部評価してくれて、じゃあ具体的にどんな文章にしたらいいか全部つくってくれるんですね。だからそういう機能を将来は、ぜひとも利用していただいて、よりよい分かりやすい文章または政策ができたなら私は、ちょっと先の話ですけど、思います。

(井上会長)

はい。そういうね、御意見でございます。将来的にはね。

はい、樋口さん。

(樋口委員)

すみません。そのさわやか収集のね、文言を足すということなんですけども。いわゆる自治連合会というのがあって、自治会長に何か一番最初にごみで困ってはるよとか、そういう情報がまず来る可能性が高くて、まず班長さんにね。で、その相談がこっちへ来て、そのときに的確な判断が1つできれば、よりスムーズに行くのではないかと。

一番助かるのはどこへ電話したらいいか。だけど、その本人はそこへ電話できない可能性が高いので。で、その資格みたいなものがあれば、それをちょっと自治連合会辺りに配って、こういうことになってますということだけ周知したほうが、まずいいのではないかと。これはこのこれパンフレットとして。自治会長が知ってたらもうちょっと広げるといえるか、困ってはる人を助けられるみたいなふうになると思うんですけども。

続けていいですかね。この兵庫県内の比較というので、これ何年に一遍ぐらい出るん

でしょうか。そこで令和3年で、令和5年度の数字入れると大分順位上がりますよね。よそも頑張ってはるからというのはあるんですけども、何年に1回か出たら、こんな資料もやっぱり出したらいいと思うんですけどね。これからプラごみのこととか、そういうことしていくのをまた根回しみたいなことで、こんな順番なんですよみたいなことは明確に示したほうがいいと思います。

で、もう一つは5ページの災害ごみですよね。今回能登で大変なことになってて、ごみをどこへ置くのかというようなことはもう協定としてできてるんですかね。どっかの企業と提携って書いてあるんですけども、そのときのごみをどうするんかとかいうことはもう、別にここへ書く書かないは別にしまして、ちょっとそういう質問として。以上です。

(井上会長)

今の樋口さんの御意見についていかがですかね。

(事務局 谷野)

まず、さわやか収集の件について、引き続き谷野のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、この冊子自体が1年間どう取り組むかという実施計画という計画書の要素でありますことから、そのサービス内容を具体的にお知らせするものとは少し異なってくると。

ただ、山口委員の先ほどの御指摘については、やはり幅広く読んでいただく中では、具体性を持った分かりやすい表現方法を用いて知らすということが必要ではないかという御指摘であったものですから、要件については数多くあるものの、より分かりやすい方法について宿題としていただきますので、考えさせていただくというものであります。

一方で、具体的にこのサービスの裾野を広げていくという点について、有効な協力手段である自治会に対して、どうお知らせしていくか、この点についても方法は幾つかあると思いますけれども、この内容を御覧いただいておりますと思うんですが、ごみの排出というよりもむしろ日常生活上の福祉的要素も非常に強いということなんです。

そういった点でいうと、まず自治会の取組み方としては、生活の支障及ぼすような個人あるいは世帯がある場合については、ごみをきっかけにして、まず地域民生委員につないでいくこと。それと地域に点在する高齢者生活支援センターにつないでいくこと。それとごみを出すだけではなくて、ごみを準備するという必要になってきますから、ただ取りに行くだけではなくて、それを補うためのヘルパーさんも必要になってくると。なので、先ほど申し上げたこの要件の中には、ホームヘルプサービスを利用することも必要だというのは、ごみの準備をしないといけないということもございまして、そういった点で説明を差し上げたところなんです。

したがって、自治会向けに説明するという点についても非常に難しくて、この内容があるから行ったらくれという話にはなかなか単一的にはならないということですから、機会があれば、まずは地域民生委員のほう、そこからしっかり御理解いただく中で、福祉と環境サービスと一体的に地域を支えていくという取組につなげていければと思いますので、樋口委員の御質問については、このような回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

(事務局 永田)

私からは、災害ごみのことについてと兵庫県内の比較について御意見いただいたことについてお答えさせていただきます。

この兵庫県内の比較は、毎年出されてるものになります。兵庫県内だけでなく全国、データを国が取りまとめて公表するものになるんですが、公表が2年後になります。なので、これ最新での比較という形にはなります。こういったところ、この表そのものの使うかは別として、他市はどうなのかとか、もう一つ比較のほう入れながら、市民の啓発に利用できたらと思います。

今年度、指定ごみ袋を入れまして、先ほど見ていただいたとおり、やっぱり下半期大きく効果が出ています。そういった結果が出たり、令和6年度、1年通してどうなるのかという結果が出るのはその2年後に初めて他市と比較して、あっ、順位が明らかに変わったなというのが出てくる形になりますので、引き続きこういう指標を使って分かりやすく説明のほうはしていきたいと考えております。

災害ごみの民間協定のほうは、あくまで今の段階では予定ということで見込みとして

載せさせていただいてますが、どこかのグラウンドが災害ごみの置き場になるとか、そういった協定ではなくて、災害が起きたときにすぐ処理のほうの支援に入ってくれたり、運搬の支援に入ってくれたり、そういったところの協定を結んで、すぐに取りかかれるような形でやっていくようなものを考えております。

ただ、やはり災害ごみをどこに置くのかというのは、これずっと課題になっていくところでもありますので、今回、施設整備も考えておりますし、そういった中で少しでも工夫できないかというところは、常に課題は持ち続けていますので、今後もそこにつきましては、ずっと問題意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

説明としては以上になります。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

よろしいですかね、樋口さん。

(樋口委員)

はい。

(井上会長)

はい。ほか何か御意見、御質問等ございますか。

千田さん、どうぞ。

(千田副会長)

ビンのごみが減ったということに関して、ペットボトルとかに移動してるんじゃないかという説明ありましたけど、紙パックにも移動してる。今までペットボトルとかビンだったのは、今、紙パックに結構移動している。プラスチックごみの関係なのか、いろんなものが結構紙パック化してるというのはあるので、今度、分析とかされるときに理由として紙パック化というのものもあるんじゃないかなと思いました。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

紙パック化してるからビンが減ってるというようなこともあるんじゃないかという話ですね。

(山口委員)

もう一ついいですか、その内容で。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(山口委員)

3 ページの下から 2 行目、しかし集団回収は、前年度比92.7パーセント減少しており、新聞紙等の減少が大きく影響、この新聞紙の影響が減少の結局データはどこにあるんですか。

(事務局 永田)

ここにはデータを載せてないんですけど、集団回収の半年に 1 回、各自治会さんからデータ集めていますので、それらに基づいて記載しています。全てのデータを載せると細か過ぎるものになりますので、その辺り、また、ホームページ等でお知らせできたらと思うんですが。

ただ、ここはあくまでこの見込み、ちょっと説明が漏れてたんですけども、集団回収は年 2 回集計していますが、まだ上半期でしか比べていないものになります。ですから、指定ごみ袋が入った下半期、要は燃やすごみが減った分とかが集団回収に回って可能性というのも今後あるんですけども、今、手元にあるデータは指定ごみ袋前の、上半期だけのデータに基づいた推測になりますので。

ただ、新聞紙等が減ってるというのは、新聞紙だけでなく折込のチラシとか、新聞を取っている方が減っているというのもあり、やはり紙については全体的に減っているというところが、まず 1 つ大きな状況として見られるものには特徴があります。

(多田委員)

新聞紙の場合は、僕はよく高齢者の福祉やってるんですけどね。僕はもう高齢者には

言ってます、新聞ははっきりいって無駄ですから、その分を自分の生活を潤すために使ってくださいということ言ってますので。若い人はもう新聞取らないですから、恐らく僕は新聞はいつかなくなると言ってますのでね。そして、チラシは全部新聞中に入ってくるんですよ。だからチラシは新聞請負店が全部利益になりますからね。だからそれ僕は確実に減ってくると思いますよ。

(井上会長)

はい、千田さん。

(千田副会長)

新聞記事のデータとかを切り抜いてるんですけど、新聞の発行枚数ってどんどん全国的に減ってるので、これが全国的に新聞を回収しようと思っても、そもそも発行、要するに買ってる人が減ってる、おっしゃったとおりということで、そういうこともあるのかなと。

だから集団回収で新聞紙増やしたっていってもそもそも買う、新聞を購読する人が減っている。減ってるから発行枚数もそういうデータ取りに行けば、確実に全国的に毎年すごい減ってるんでというのはあるのかなとは思いました。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

確かに新聞取ってる家というか世帯が減少してるというのはデータからも一定出ていますね。学生も新聞読んでるかって聞いてもね、読んでる者は少ないですよ。ということは、もう取ってない家も結構あるということですね。だから、もう学生も新聞読んでる学生というのは本当にもう少数派になってしまってるというのが実態ですね、はい。

はい、ほか何かございますか。

(多田委員)

よろしいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(多田委員)

すみません。どうしても素人考えなんで、申し訳ないです。やはりこの兵庫県内での地域別のグラフなんですけど、やはり何か前へ進むときに、いいところのやり方を参考にするというのは一番単純なやり方だと思うんですけど。例えばこの上のほうのベストスリーのところなんか、事業所ごみというのは、これは町の中で経済がどれだけ、そういう工場とか企業で潤ってるかで変わってくるので、我々一般市民には関係ないんですけど。

このやはり個人の消費量とか、あと、リサイクル率が何でこんなに、5割超えてるとこってどんなことしたら5割超えるのかというのは、これは例えば誰かが意見を聞きに行くとかいうことはなさらないんですか。

(井上会長)

はい、永田さん。

(事務局 永田)

はい、御意見ありがとうございます。いろんなところを当然こちらでも調査とかしながら進めております。リサイクル率については、大きく変わってるところは焼却灰をリサイクルしてるようなところもあるんですけども、要はそれを全部セメントに変えたりとか。ただ、そういったところは施設のそもそものつくりとかに影響する部分もありますので、実際に芦屋市がまねできる部分、まねできない部分という、そもそもの施設の能力の違いとか構造の違いという部分があるというのも1つは事実になります。

ですから、やはり芦屋としては阪神間、同じような地域と比較して、やはりどうかというところを特に、今、力を入れてるというか、いろいろ情報を交換しながら進めてまして、他市でできる取組のほうは、できるだけ入れながらやっていきたいと思っております。

それでアプリを今回入れて啓発をしたり、それと遅れたんですけど、指定ごみ袋制度を今回導入したりしていますので、そういったところで効果が出て、見えるのは2年

後なので、ちょっと先にはなるんですけども、やりながら。そして、今、多田委員からおっしゃっていただいたとおり、他市の先行事例でいいような部分については取り入れながらですね、いろいろ取り組んでいきたいと思います。御意見ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほか、何かございますか。はい。

そういたしますと、今、山口さんと、それから樋口さんとね、多田さんと、それから千田さんが言ってくれました意見を、先ほどの御回答ではある程度は言っただけということですよ、はい。ということで、今回のこの案、一応可といいますかね、修正していただけたところは修正していただくということで、これでいいということよろしゅうございますかね。

(事務局 永田)

1点、御協議いただきたいところは、山口委員がおっしゃっていただいた5ページ目の実施計画の方策の重点的に取り組む3つの中にもう一つ、危険ごみの撲滅というところですね。そういったところ入れたほうがいいのか、ちょっと一度確認いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

分かりました。

どうですかね、これ危険ごみの撲滅ということをここに4番として加えるということについて、いかがですか、皆さん。

はい、武内さん。

(武内委員)

大いにええことだと思いますね。

(井上会長)

はい、法兼さん。

(法兼委員)

はい。入れたほうがいいかなと思うのと、あと、スプレー缶の正しい処理の方法というのもここの中に入れていただくと、全部使い切るのは当然使い切るんだと思うんですけど、穴を開けるとか開けないとか、何かその辺りとか。

(井上会長)

説明ないんですか、スプレー缶。ほかの市では穴開ける必要はない。

(法兼委員)

スプレー缶、一応全部使い切ることはなってますね、今。

でも、やっぱりどうしても出し切っても、ガスが残ったりとかして爆発するのかなど。要は出し切ってパッカー車に入って、それだったら爆発することがないので。

(多田委員)

今の恐らく全国的な形としましては、出し切るのもある意味危険なんですよ。で、穴を開けるのももちろん危険です。ですから、一番いいのは、それだけ別の袋に入れて、僕は紙でスプレー缶って書いて出してます。

(井上会長)

そうですね。

(多田委員)

これが一番だと思います。出し切るのもね、結構危険なんですよ、あれ、はい、気をつけてください。

(井上会長)

芦屋では、スプレー缶の処理どうなってるんですか。

(事務局 永田)

ここは芦屋に限らず、環境省のほうから、スプレー缶に穴を開けると、皆さん換気して穴開けたり、外で穴開けるのは問題ないんですけど、室内閉め切った状態で穴開けられる方とかがいて、それこそね、火とかあるときに穴開けたりしたら大変なことになりますので、もう穴を開けないようにという形にはなっています。

ただ、使い切っていただかないといけない。やっぱり残っていると、何らかの衝撃などで爆発になりますので。昔との違いは、穴は開けなくてもいいけども使い切ってくださいと。どういうふうにやるかというのはハンドブックにも載せてはいるんですけども、やっぱり常に皆さんがハンドブック見てるかというのと、そうでない部分もありますので、またそこは広報やホームページ等も使いながら、特に季節、冬になると急激にまた多くなったりする部分もあったりしますので、そういったところも考えながら、危険ごみが減っていくように啓発のほうは努めていきたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

多田さんね、出し切るのも危険とおっしゃりましたけど。

(多田委員)

それはやっぱり燃焼ガスが出るからです。

(井上会長)

ああ、室内で出してしまうと。

(多田委員)

だから先ほど言ったようにね、運動場の真ん中でやるんだったら大丈夫ですけど、結構家の中でやったりベランダでやったりして事故が起きてる。それから、僕が言うように、はっきりと書いて、回収の人が、あっ、これスプレー缶だと分かるようにするというのが僕は一番いい形だと思う。

(事務局 永田)

スプレー缶に限らず危険ごみは、その他燃やさないごみの日に分けて出していただくのですが、多田委員がおっしゃるとおり別の袋に分けて、それがちゃんとスプレー缶って分かるように出してくださいます。

(井上会長)

そうですね。

(事務局 永田)

分かるように出していただいたら、収集に取りに行くときも分かりますので。で、スプレー缶につきまして、家の中で出すのが危ないときは、ガスコンロとかで調理に使う分は、そもそもそういった使い方のもので、お鍋とかするときには使い切ってくださいというのが一番正しい使い方になりまして。残ってるものを室内で無理やり出したり、穴を開けたり出すというのは、やはり換気がないと危ないものになりますので。

ただ、まずは使い切っていて、かつ中身が見える袋で、それだけで出してもらうという両方大事なところになってきますので、そういったところ含めて、市民の方に啓発のほうはしていきたいと思います。

(井上会長)

よろしくお願いします。

そしたら、この危険ごみの撲滅というのを4として入れるということでよろしゅうございますか。

(武内委員)

よろしいですか。

(井上会長)

はい、武内さん。

(武内委員)

危険ごみのことで、今、出てたんですけれども、リチウムイオン電池のことについてちょっと聞きたいんですけれども。時計なんかだったらね、交換に行ったときに向こうが引き取ってくれるんですけれども、それについては何か注意点あるんかどうか、その辺を教えていただけますか。

(井上会長)

少し補足ですが、リチウムイオン電池とリチウム電池というのは別のもんなんです。リチウムイオンというのは充電できる電池なんです。それに対して、今おっしゃった時計のボタン電池はリチウム電池というんです。それは充電できない。種類が違う。で、ここでおっしゃってんのはリチウムイオン、つまり充電できる電池ということでよろしいですね。

(事務局 永田)

そうですね。おっしゃるとおり、充電できる電池はパッカー車とかにそのまま入ると、潰れるときとかに火災が発生する恐れがあると。電池だけで取り出せる分につきましてはまだ分かりやすいんですけれども、例えば子供のおもちゃとかで、プラスチックの中にもうそもそも電池が内蔵されていたりとか、いろんなパターンが充電式のおもちゃにもあったりしますので。

ですから、そういったところで、やはりなかなか電池という認識がなく捨てられる方もいらっしゃるという事実がありますので、そういった電池のところも含めて、危険ごみではありますので。ほかにも包丁とかいろいろありますのでね、特に火災発生させるものにつきましては、今年も火災事故が、もちろんゼロを目指してやっていけるように啓発のほうはしていきたいと思います。

電池につきましては、先生がおっしゃるとおりいろんな電池があって、なかなかどの電池はどういうと分かりにくい部分というのもありますので、芦屋市はだから電池はこう捨ててねみたいな、充電式の電池はこう捨ててねみたいな書き方をしています。だからこの電池はこう、この電池はこういとなかなか、その電池がどの電池なのかというところが分かりにくい部分もありますので。表にして分かりやすく啓発しながら、危険を回避できるように啓発に努めていきたいと思います。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

そういたしましたら、この4番として、5ページの一番下でございますが、危険ごみの撲滅ということで入れるということでよろしゅうございますか。特に異論ございませんかね。

はい。ということで、ここに入れていただけますか。

(事務局 永田)

承知しました。文言とかは、先ほどいろんな御意見いただいた中でいろいろと考えながら、どういった取組するかは、先ほどのスプレー缶とか電池のところを書きながら、それはこちらのほうに任せていただけたらと思います。

今日頂きました御意見など修正して、これ今、1月時点の見込みとなっておりますので、最終のデータ出次第、公表させていただきたいと思います。御議論いただき、ありがとうございました。

(井上会長)

はい。そういうことで、これは可とさせていただきます。

続きまして芦屋市環境処理センター施設整備について、事務局から御説明お願いできますか。

(事務局 荒木)

芦屋市環境処理センター施設整備について、私、荒木のほうから説明させていただきます。資料のほうお願いいたします。一枚物の資料と資料3から資料8という、振られている資料のほうの御準備をお願いいたします。お手元ない方いらっしゃいますでしょうか。よろしければ説明を進めさせていただきます。1枚目の資料お願いいたします。

1、施設整備基本計画の検討状況です。(1)の基本計画検討委員会について、表のとおり第1回から第4回までの内容は、昨年5月の審議会までに報告済みでございます。本日は第5回以降について御説明いたします。裏面をお願いいたします。

第5回は5月29日に開催しまして、安全衛生管理計画と公害防止計画について検討

をしております。第6回は第5回での修正や再検討の意見に基づき、再度同じ計画と環境計画について検討しております。第7回につきましても、再度第6回の3つの計画、また災害対策計画、事業方針計画、メーカーアンケート関連について検討をいたしました。よって、ここでは修正した後の第7回の資料を用いて御説明いたします。

安全衛生管理計画と書かれています資料3のほうをお願いいたします。1ページ目の(1)安全衛生管理に関する法規定。新たに整備するごみ処理施設を運営する上で、事業実施者は災害防止について責任をもって取り組む必要があります。そのためには、適切な維持管理、安全衛生管理に努め、関係法令に基づき、労働者の安全や健康を確保する必要があるとございます。以下の6つが関係する法令となります。

次に、(2)安全衛生管理体制の整備については、表1のとおり、法定資格者は労働者のニーズに応じた規定による体制を確立することとなっています。

次の2ページ、2、施設の安全対策です。(1)火災・爆発対策についてで、まず、1)の火災対策です。先ほど話にもありました、最近発生事例のあるリチウムイオン電池等の混入による火災、これを防止するため、処理前の選別を実施し、処理ラインに投入された場合には確認可能なセンサー等を設置し、消火設備等を整備します。また、火災選別物の貯留箇所での発火も懸念されるため、センサー及び消火設備を整備します。また、ごみピットについても、消火対策として、放水銃等を整備することとしています。

2)の爆発対策。事前の展開選別を確実に実施して、爆発要因となる品目の除去を行います。スプレー缶・ガスボンベも分別を徹底して事前除去を行います。破碎処理時の対策として、破碎機の設定を検討するとともに、鉄筋コンクリートを建屋内に独立して整備することを考えております。

続きまして3ページ、施設内の適切な車両動線の確保。市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とするなどして、安全性を考慮した検討を行います。また、燃料や薬剤等の搬入、資源化物の搬出用の動線を明確にし、安全性の高い動線を検討していきます。

3、運転管理時の労働・作業環境についてです。環境の改善としまして、建屋内の高温となる箇所は換気設備を整備し、外気を取り入れ作業の改善を図り、また焼却炉内等でほこり等の多い環境下での作業後のエアシャワーを整備します。

ダイオキシン類ばく露防止対策に関する作業は、防止措置に基づく作業を厳守し、ま

た濃度測定を実施していくこととしています。

次のページ4、有害ガスに対する安全対策として、濃度の測定、検知機等を設置することとしております。

4、自動化・省力化。自動化設備の導入や省力化も進めていきます。

次の公害防止計画、資料4のほうをお願いいたします。

これは焼却施設等資源ガス施設の排出や規制の基準です。各項目について関係法令による基準を整備し、市として定める基準を検討しています。

まず1ページ目の1、排ガスの関係法令による排出基準。排ガス中のばい煙として、窒素酸化物や硫黄酸化物がございます。ばい煙、窒素酸化物、大気汚染防止法において表1、基準が定められており、本市の予定施設では着色部のとおり250ppm以下となります。

イの硫黄酸化物は、次の2ページのとおりK値が定められており、排出量は記載の算定式に基づき、枠囲みのとおり試算しております。

続きまして、3ページにウのばいじんとエの塩化水素、②水銀の基準を記載しております。これらは法令等による基準値となります。

4ページに移りまして、③ダイオキシン類、④一酸化炭素の基準となります。これらも法令等による基準値となっております。

続いて5ページ、全国での他施設での自主基準値を調査しておりまして、平成24年度以降に建設事業を開始した全国の50トンから150トンの施設規模のごみ焼却施設の自主基準値の設定事例を調査し、次のページがその結果となっております。表7、下から6行目、調査した施設は51施設となっております。以下に最大、最少、中央値、そして最頻値を記載しております。こちらを参考数値として取り扱うこととしました。

次、7ページ、新ごみ焼却施設の協定基準値（案）を検討しております。現在の環境処理センターについては、施設の供用開始前の平成6年11月、地元の芦屋区の自治連合会と公害防止協定を締結しております。1列目はその協定時点での法令等による排出基準、2列目が協定した基準のほうで、数値を見ていただくと、法令等よりも厳しい値となっております。

続きまして、右側が新しいごみ焼却施設に関するものとなっております。次の列は現在の法令等による基準、そしてその次が協定基準値（案）として検討したものです。上から窒素酸化物と硫黄酸化物は現在と同じ。ばいじんは法令により基準値は変更さ

れておりますが、各施設を調査した最頻値を参考に0.01以下と定めております。塩化水素については現在と同じ。全水銀は協定値はございませんが、法令により基準値等最頻値を参考に30以下、ダイオキシン類も同様の考え方で0.1以下と定めております。

続きまして、2の排水基準。次の3ページ以降、詳細説明は省略いたしますが、資料めくっていただき、9ページの悪臭、少し飛びまして13ページに騒音、14ページ振動、そして15ページのばいじん等の各基準等を検討しております。

続きまして、資料変わりました、環境計画、資料5をお願いいたします。1列目、先ほどの公害防止計画で設定した協定基準値（案）を遵守するための除去技術について検討、整備しています。ただし、メーカーにより採用する除去技術の考え方が異なる可能性がある項目は決定まではしないこととしております。

まず、1のばい煙、窒素酸化物、排出基準値は250ppm以下。同規模施設の自主基準値は30から250ppmとなっておりまして、発生量を低減するには空気過剰率を低く抑え、高温での燃焼を避けることが効果的とされています。表1、区分としては燃焼制御法と乾式法があり、除去率や排出濃度その他、差がございます。そのうち乾式法による無触媒脱硝法と触媒脱硝法があり、その方法について、次の2ページの表2で比較しております。

一般的に高い脱硝率を目標とする場合は、無触媒脱硝法による除去では達成が難しく、触媒脱硝法が採用される傾向がございます。新ごみ焼却施設の協定基準値は60ppm以下としており、今後の技術革新等も踏まえ、様々な除去技術を組み合わせて基準値を達成する必要があるため、除去方法は限定しないこととしております。

下の（1）硫黄酸化物と塩化水素は、3ページの上から6行目の下線部のとおり、全乾式法を採用しています。

（ウ）ばいじん。次の4ページ表4で特徴整理しておりまして、現状と同じ、ろ過式集じん機を採用しております。

下の②水銀については、表5で整理しておりまして、現状と同様活性炭吹き込みによる方法を採用するとともに、最新の技術を取り入れます。

5ページ、ダイオキシン類については、表6のとおり除去技術が複数あり、これらを組み合わせて基準値を達成する必要があるため、除去方法は限定しないこととしております。

次の6ページで計画施設の概要。これまでの内容踏まえ、想定される処理フロー図で

す。詳細については各メーカーの方式、提案により異なりますが、図示しており、図の凡例の下に点線四角囲みは、必要に応じて設置という表記をしています。

次、ページ7ページ(2)の焼却施設の炉数。環境省の通知では原則2炉または3炉とし、炉の点検補修時の対応、経済性等に関する検討を十分に行い決定することとされておりまして、今回施設規模は88トンと想定しており、2炉では44トン、2炉、3炉では29トンの3炉となります。炉数の考え方として、安定的処理が継続できることであり、炉の故障、点検等を想定し、2炉構成以上としますが、3炉ではピット貯留容量の軽減は見込めるものの、1炉当たりの処理規模が小さくなり、炉室も狭くなることから安定燃焼の継続は困難になること、機器点数の増加に伴う補修費の増加も懸念されるので2炉構成としています。

次の(3)焼却施設の主要設備。①受入・供給設備は軽量機、プラットホーム、投入扉、ごみピット、クレーン等で構成されます。ごみピット投入扉の基数、次の8ページで形式、安全対策、イのごみピット容量。9ページではごみクレーンについて検討をしています。

次、②の燃焼設備、③燃焼ガス冷却設備、④排ガス処理設備以降、⑤通風設備等、最後に電気、計装設備について検討をしています。

続きまして資料6、災害対策計画のほうをお願いいたします。

国の動向としまして、廃棄物処理施設整備計画の基本的理念の1つとして、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保が掲げられ、下の①から③が示されており、災害廃棄物を処理する施設を想定していることを明確にすることも求められ、最後の丸印の3つの機能を踏まえた施設整備を行いたいと考えております。

具体的には次の2ページ目、(2)災害廃棄物処理及び仮置き場。償却や粗大ごみの破碎は可能ですが、産廃や大型廃材は処理できないことで事前に周知することとし、臭気や腐敗しやすいものを優先処理、稼働時間の延長を行います。仮置き場は敷地面積が限られているため、ある程度選別されたものを対象にした整備を考えております。また、次の表のとおり、災害廃棄物処理が可能となるように施設規模の10%を加算した規模で整備することを考えております。

(3)施設の運営対策。続いて4ページの(4)で耐震対策について記載をしています。

(5)の浸水対策なんですが、当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深さは

1メートル以上3メートル未満と示されていますが、被害が発生した場合においても継続稼働への影響を最小限とするための対策を講じます。廃棄物処理施設の耐震浸水対策の手引きに基づき、施設に求める役割機能、確保すべき安全性の目標を定めることとします。

役割機能としまして、災害廃棄物の処理、仮置き場、災害時の一時避難所と設定することで多面的価値の創出の関連を整理しながら検討を進めます。

確保すべき安全性の目標は多段階に設定し、表3のとおりとしております。まず目標1、浸水させない施設を受電や発電の設備とし、これらは2階以上に設置。次の多少浸水するが施設機能は維持されるなど5段階の目標を設定し、対策していくことを考えております。

続いて5ページの始動用電源、燃料保管設備、薬剤等の備蓄についても検討をしております。

続いて資料7、事業方針計画のほうをお願いいたします。1、事業方式の検討で（1）事業方針を整理しておりまして、事業方式は民間の資金調達力等の導入によって、建設から長期の運営を民間事業者へ委託を行うPFI、建設から長期の運営を民間事業者へ委託、または公共が建設後、長期運営を民間事業者へ委託するPPP、あと最後に従来型手法による公設公営の3つとなります。現在この施設では長期包括的運営委託方式を採用しております。表1のとおり各方式の内容を整理しています。

次の2ページは各方式の概略でのフロー図となります。

3ページ（2）の事業方式の動向の調査結果となっておりまして、過去11年間の実績としてPPPが54%。続いて公設公営、PFIの順となっています。

4ページの施設運営計画。事業範囲・業務分担を想定整備しておりまして、表3のとおり事業段階4区分ごとで、民間事業者と発注者の分担内容を整理しております。

5ページにリスク分担の考え方を載せておりまして、4行目、事業実施において発生する可能性のある様々なリスクを想定し、リスクをできる限り明確化した上で、最もよく管理することができる者が当該リスクを分散するという考え方に基づいて設定する必要があります。

なお、民間事業者への過度なリスク分担を行った場合、VFMを低下させることになるため、発注者と民間事業者などで最適なリスク分担に留意する必要があります。PFIでは資金調達が民間事業者となることから、金利の変動リスクを想定する必要

がございます。したがって、リスク分担は事業方式を決定した後、検討を進めます。

次の6ページ、(3)事業方式の方針。本市の公共施設等総合管理計画では、維持管理等においては業務委託、指定管理、PPP、PFI事業の導入等にも積極的な民間活用と示されております。よって、当事業者への民間事業の参入意欲や希望する事業年度の確認、総事業費等に関する試算、これらは現在進めているメーカーアンケートを利用して定量的評価等を含む検討を行い、本市にとって最良な事業方式を決定します。

なお、来年度PFIの導入可能性調査を予定しておりますので、その結果も踏まえ検討を進めます。

メーカーアンケート関連についても協議はしておりますが、会議の取扱いとして非公開となっておりますので、説明は控えさせていただきます。

次、資料8のほうをお願いいたします。芦屋市環境処理センター運営協議会の資料となっております。検討委員会開催後には協議会に報告を行い、検討いただいております。4回分の意見になっておりまして、項目は計画ごとに整理しております。

安全衛生管理計画に関しまして、施設の火災対策の1つとして、リチウムイオン電池混入による火災防止のため、処理前の選別実施やセンサー設置等を掲げているが、この電池による火災は発災してるのか。対応・考え方。手選別による除外しているため火災発生の事例はありませんが他自治体では報告されており、また新施設には消火設備等の整備が必要であると考えています。

次は破碎機の選定に関わる意見です。

次の公害防止計画では、3つ目、新施設の計画に当たっては最新の法令基準等を把握しながら進めてくださいとのことであり、法令等の改正、最新技術の動向等の情報を把握し、計画策定を進めていきます。

次のページ、環境計画の4つ目。現在一般持込み車両とパッカー車の通行は輻輳するため、安全な動線確保に関する意見をいただいております。

3ページの1つ目。充電設備による発電量は、災害発生時電源が遮断された場合、施設全体の稼働可能な規模となるのかとのことで、現時点想定している電力量は、施設全体、パイプラインは除きますが、稼働可能な規模で、焼却炉が停止した場合、非常用発電機を試用し、焼却炉計2炉のうち1炉を立ち上げた後、焼却に伴う発電を活用して2炉とも運転できるよう検討を進めているところです。

災害対策計画の2つ目。芦屋浜地区の護岸は県によるかさ上げ工事が進められているが、室戸台風クラスの高潮が発生しても浸水しないよう計画してほしいとのことであり、施設の継続稼働への影響を最小限とする対策について検討を行います。

4 ページの2つ目。災害を想定し、ごみ焼却に伴う発電設備の利用可能なE Vパッカー車の導入は検討されてきているのかとのことであり、電力を利用してE Vパッカー車の充電は可能となり、国際的な動きについても認識し、メーカーによる車両開発を進めていることから、情勢を注視しているところとなっております。

多面的価値の創出。豊中市、伊丹市の処理施設を見学した際の意見でありまして、2つ目、広い敷地を活用し、また、映像設備を用いた環境学習施設がいいとのことであり、現有敷地を最大限に有効活用することとし、環境学習施設は、楽しみながら学べる設備導入が望ましいという意見をいただいておりますので、御報告をいたします。

1 枚物のレジュメに戻っていただき、裏面の今後の進め方なんですけど、次回の第8回検討委員会は3月15日の開催を予定しております。また、生活環境影響調査については、年内調査を実施しているところです。

長くなりましたが、説明は以上となります。

(井上会長)

はい。ありがとうございました。

資料3から最後まで、資料8までね、相当あったわけですが、何か御意見、御質問等ありましたら。

はい、山口さん。

(山口委員)

はい、山口です。

浸水対策に関して確認です。私たちのマンションは3年かけて浸水対策をやりました。1,000万円かかりました。高圧電源、それから非常用発電、それから温水関係、キュービクル、エントランス、全部やりました。最新の浸水板は磁石でぴちっとひつつくんですよ。今まではこうぎゅっと手でしてたんですけどね。

で、僕の質問は、資料6の8ページとか、あと災害対策にもあったんですけども、止水板設置も考えてますよと。これね、具体的にパイプライン施設は計画あるんですか。

あそこのセンターで例えば止水板をして、中に水が入らないようにしようとか。そういうのを対象項目に上がってるかどうか、ちょっと確認をしたいんです。

(井上会長)

はい、いかがですかね。

尾川さん。

(事務局 尾川)

御質問ありがとうございます。

パイプラインにつきましては、この項目の中には入ってないんですけども、パイプラインが浸水したら焼却施設も同じような状況になりますんで、やはりパイプラインにつきましても、この焼却施設に水が回ってこないような対策というのはやらなければならないと思っております。具体的に止水板をつけるとかはまだ決まってはおりません。

(井上会長)

いかがですか、山口さん、よろしいですかね。

(山口委員)

はい。

(井上会長)

ほか何かございますか。

はい、千田さん。

(千田副会長)

2つあって、浸水対策、南海トラフの津波の浸水は大丈夫と、もう一つ、公害防止計画という文言なんですけど、公害対策基本法って平成5年に廃止になって、環境基本法になってるんですけど、公害防止という名前を使っても、年配、上の人は分かりますけど、若者は、今、環境保全とか環境破壊という言葉で公害対策、昔の公害を学んでいるので、公害防止計画って私たちの年代分かりやすいんですけど、環境破壊とか、

そういうふうな文言には変えないのか、このままのほうが市役所的にいいのか、その辺をちょっと教えてほしいなと思いました。

(事務局 尾川)

はい。まず1つ目の南海トラフにつきまして、南海トラフと、あと高潮、両方の面を考えまして浸水対策を考えてますので、そういう形で進めさせたいと思っております。

次の公害防止計画につきましては、いわゆる排ガスであるとか騒音であるとか震動であるとか、そういう形になりまして。今、地元の運営協議会というところと、国の基準よりもはるかに厳しい基準で運転をさせてもらっております。

だから、この文言だけの話なんですけども、やっぱりその当時結んだ形で公害を防止するためにNO_xである、SO_xである、ばいじんであるとかHCLであるとか、そういう基準値を下げるということをやってますんで、基本的には環境破壊、同じ意味なんですけども、この会議の中では公害防止計画という形で進めさせていただきたいと思っております。

(千田副会長)

ありがとうございます。

(井上会長)

公害という言葉自体がもう今使われてないということですね。

(千田副会長)

あんまり使わないような方向でやってるので、いいのかなというふうに思ったんです。

(井上会長)

これ、ほかの市もそうですか。

(千田副会長)

ほかの市もそうですか。

(事務局 尾川)

そうですね、はい。

(井上会長)

はい。それでよろしいですか。

(千田副会長)

これでいきたいとおっしゃってるので。

(井上会長)

はい。ほか何かございますか。

どうぞ、武内さん。

(武内委員)

資料6の8ページですけれども、先ほど高潮被害想定いうので、南海地震ですか、その事例を考えて、最大浸水深が1から3メートル未満、そんなことなんですけれども。これはちょっと考えますと、環境工場の地盤高ですね、地盤高が幾らで、それに対して1メートルから3メートル未満、そういう考えになるんですか。

それともう一点、環境工場の外側には、県の管理になるんですかね、防潮堤あると思うんですけれども。その辺との関係がどうなるのか、ちょっと教えていただけますか。

(井上会長)

はい、尾川さん。

(事務局 尾川)

いわゆる県の防潮堤につきましても、県のほうが整備をしております。だから、それを踏まえた上での浸水対策という形になります。ここの埋立地というのは、いわゆる一番低いところから比べるとちょっと高くなっております。だからそれも踏まえた上で、その上で1メートルから3メートルの浸水深さがあるということの状態です。いろんな設備を考えていくと。全てが浸水しないというのはちょっと不可能になり

ますので、やっぱり守るべきもの、優先順位をつけながらやっていく。で、止水板等で、ここに来るまでの時間がございますので、その間に止水板を閉めるというような作業になってくると思います。

(井上会長)

武内さん、いかがですか。

(武内委員)

今、工場の地盤高さは十分にあるいうんですけれども、今の計画の地盤高さは幾らぐらいを考えておられるんですか。

(事務局 尾川)

また調べさせていただいて報告させていただきたいと思います。

(井上会長)

はい、よろしくお願いします。

ほか何かございますか。よろしいですかね。

はい。そうしましたら、その他について、事務局からお願いできますか。

(事務局 御宿)

はい。その他の報告としまして、事務局の御宿から御報告させていただきます。

先ほど施設整備の御報告のほうさせていただいたところなんですけれども、神戸市との広域連携ということについて御報告させていただきたいと思います。現段階では皆様にまだ何か御審議いただくようなものはございませんので、ちょっと資料とかはなくて、口頭のみでの報告となります。

広域連携につきましては、皆さんも新聞報道などで既に御存じの方とかもいらっしゃるかもしれませんが、令和5年9月議会において高島市長より発信されまして、それを受けて神戸市のほうへ、ごみ処理の広域化を含む環境施策に関する連携について協議のほうを依頼させていただきました。その後、実務担当者レベルにおいて現在に至るまで協議を重ねているところです。

なぜ、そもそも広域連携を検討するに至ったかという、その背景なんですけれども、今、地球温暖化が加速度的に進んでいるということもありますし、不安定な世界情勢などに伴って物価が急激に高騰しているというような状況もございますので、当初、施設を単独で整備していこうというふうに考えるに至った状況からは劇的に環境が変化しているということもございますので、再度ごみ処理の広域化、検討するという流れになっております。

国においても、ごみ処理の広域計画についてというものを平成9年に発出されまして、以降、全国的にごみ処理の広域化が進んでおりまして、令和2年にも改めて広域化・集約化にかかる手引きというのが示されて、さらなる広域化というのを推進されています。

今後につきましては、広域連携実施することもまだ現段階では決定ということではございませんので、決定しました後は、この市の一般廃棄物処理基本計画を一部改定する必要などが出てきますので、その際に改めて皆様に御審議いただきたいと思っております。

報告内容としましては以上になります。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

ちょっと1点、私からお聞きしたいんですが、西宮市と協議してましたよね。それ破談になりましたよね。それで本市で独自でごみ焼却場を造ることになりました。で、今度新しい市長になって、今度、神戸市とまた連携しなさいという話になって。そうすると、芦屋独自のごみ焼却場の話はどうなるんですか。

(事務局 尾川)

単独整備、ちょっとさっき長く説明させてもらったんですけども、ここは平成8年に供用開始をしまして、今の目標では令和15年に新しい焼却炉が建つ、供用開始する予定です。それにつきましてももう37年間使うことになります。だから、もう一般的な焼却炉の耐用年数を考えると、かなり超過をしてるような状況。全国各地でも焼却炉が突然止まってしまって、ごみ処理ができなくなりましたというような事例も結構あります。

だから神戸市さんとの広域化というのを、今、進めるようなことを説明がありましたけども、単独整備、芦屋市単独での整備というのは基本的には止められないという形になります。だから、もちろん広域化というのはいろんな側面がございますので、成就するかどうかというのはまだ確実なものではないという前提の下で、単独整備というのはもう粛々と進めるという形になります。

もちろん広域化というのがもう成就するというふうになったら、一本化をしてやっていきますけども、今まだどちらとも分からない状況におきましては単独整備の計画は粛々と令和15年に向けて進めていくというような形になります。

(井上会長)

ありがとうございました。

皆様方、何か御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

どうぞ、武内委員。

(武内委員)

今ちょっと広域化の話が出たので、少し質問させてもらおうと、西宮市と共用の処理施設を造るというのはやめたと。それで単独ということなんですけれども、いわゆる災害時の広域化とか、そんなんではないですね。要は広域化というのは共用の施設を造るとか、そういうことに関することの検討ということなんですか。

私はもう単独で造るというのはもう決まったもんだと。次の災害時のお互いの、そういう連携とか、そういうことかなと最初聞いてたんですけれども、ちょっとその辺も教えてください。

(井上会長)

どうぞ、藪田さん。

(事務局 藪田)

はい。環境施設課の藪田でございます。

今、お話しさせていただいてる広域化なんですけども、焼却施設とか、あとその他環境施策も一緒にできたらいいよねというようなこと話ししてるんですけども。災害時

なんですが、今、既に国のほうでありますとか兵庫県内でありますとか、災害が起きたときにお互い助け合いましょうというような仕組みはもう既に出来上がっております。今、災害で困っておられる能登半島のところもそうなんですけど、国のほうも動いてる状況にはなってるんです。

災害って何が起きるか分からなくて、どういう被害なのか分からないんですけども、そういう場合はお互い助け合いましょうというような取組は既にあります。兵庫県内でも全ての市町で災害時の相互応援協定も結んでおりますので、災害時の広域化というのは、すでに構築されています。

(井上会長)

武内さん、よろしいですか。

(武内委員)

はい。

(井上会長)

はい、山口さん。

(山口委員)

広域化というのは、私は大賛成で。たまたま、今、北欧のごみ処理を調べてるんですね。で、デンマークというところがありまして、非常に、今、経済効率も世界トップクラスになってるんですけども。ここはね、市町村の自治体が確か98やったかな、ぐらいあるんです。けども、そこで一個一個の自治体のごみ処理なんかしてないですよ。みんな共同で幾つか集まって組合をつくって、そこでみんなでごみ処理をしてるんですね。それが僕は世界の常識やと思うんですけど、日本だけがちっちゃいところ大きいところ全部造って、本当に無駄なお金やといつも思ってるんですけど。

そういう意味ではぜひとも、僕個人としては広域に大賛成で、ぜひ進めてほしいんですけども、めどというのはあるんですか。いつぐらいまでにしたらいいか、これは当然神戸市との関係があるんで勝手には決められないでしょうけど、芦屋市としてのスタンスとしては、片一方でもう造るというのは進んですんで、その辺で折り合いを

どうするかというのはあるんでしょうけど、いつ頃をめどにというのはあるんでしょうか。

(事務局 藪田)

はい。めどですね。これ、決まったわけではないので単独整備は進めています。この神戸市さんとの話合いに何年もかけてますと、単独整備が出来上がってしまうということになってしまいますので。判断というのはあまり時間かけられない、できるだけ早く判断しないといけない。

ただ、めどがいつかって言われますと、今の時点において具体的にいつというのは難しいんですけど、言えるとすればできるだけ早く判断しなければならない。

あと、いつ広域連携がスタートするのかというのも、ここの焼却炉をいつまで使うのかという話にもなってきました、これも先ほど説明ありましたが、ここの焼却炉は37年使うことになるということになると、かなり故障して止まるリスクも高いということで、広域連携のスタートももう悠長なことを言ってられない。令和15年でもリスクあるって言うてるのであれば、もっと早いほうがリスクは少なく済むということもありますので、めどとして明確には今はお示しできませんけども、判断とかスタートというのはできるだけ早いほうがいいと、リスクも少ない、芦屋市民に対するリスクも少なくなるというふうに考えております。

(井上会長)

山口さん、よろしいですか。

はい。樋口さん、どうぞ。

(樋口委員)

本当これ素人考えで申し訳ないですけども、集める体制がね、ごみ集める体制がきちっと神戸や西宮のように分別がきちっとできてないところと、向こうがひつつくというふうになるのかなと思って。僕はそれをいつも思うんですよ。芦屋がもうきちっと分別を神戸のようにできて、そしたら何かをつくってやりましょうという話にはいけるけども、まだまだそこまで芦屋が全然できてないというか、これ今が間違ってるのかというわけじゃなくて、神戸とか西宮に比べたら、まだまだできてないように思て

るんですけども。そんな相手と、向こうも理解があって、お金がかかる話を、それ通るんかなって僕ずっと思ってるんですよ。

で、何かあったときは神戸が潰れるかもしれんけども、神戸が潰れたときに芦屋が持てれば、芦屋がちゃんと受け入れたらいいと思うんだけども、やっぱり自分とこのもん持つべきだと思うんですよ、焼却場は自分とこで持ってるという、その体制にしないと、ごみ、本当に捨てに行くところだけでも困るので、震災があればね。僕個人は思うんですけども、そんなふうには神戸の方は思っていないんでしょうか、話していく中で。どうなんですかね。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(事務局 藪田)

はい。今、神戸市の方と話ししている中で、そういう話しにはなっていないんですけども。確かに、ごみの量ね、兵庫県内の順位で言うたら、あまりよくないですけども、指定ごみ袋とか、いろんな取組を最近進めていて、どんどんよくしていこうとしておりますので。その辺の動きもしっかり見ていただけてると思うんです。そこらも含めて、今、やれるのか、やれないのかというような話を進めていっているところです。災害についても、やはり当然我々もしっかりと考えていかないといけないことですので、そこも踏まえて話進めていきたいと思っております。

(法兼委員)

すみません、しょうもない質問なんですけど、いいですか。

単純な疑問なんですけれども、焼却場の整備は令和8年度から15年度にかけて計画どおり焼却場は造る。で、燃えるごみだけを神戸市さんのほうに持って行って、リサイクルできるようなごみは芦屋のほうで集めて処理するというふうなことなんですか。すみません、単純な疑問なんですけど。

(事務局 藪田)

そうですね。今の時点でまだ何も決まったものはちょっとないんですけども。取りあ

えずは市民の方のごみの出し方、出す曜日であったり分別の種類であったりというのは今と変わらない。集めるのも今と変わらなくて、ここのセンターに全て一旦持ってきてから、どうするかという話なんです。

リサイクルするごみは芦屋ですることになると思ってます。神戸に持って行くにしても、燃やすごみだけを持って行くような形になるのかなって今のところは考えてるところです。

(法兼委員)

今の予定どおり焼却場のほうですか、それは計画どおり造る。もし災害があったときのためにも造るということでもいいんですよね、計画どおり。

(事務局 藪田)

もし神戸市さんと連携するとなったら、焼却炉は芦屋では造らない。

(法兼委員)

造らない。

(事務局 藪田)

はい。

(井上会長)

結局市長が替わったから、こういうことになってしまったということですよね、簡単に言えば。

はい、藪田さん。

(事務局 藪田)

そうですね、1つのきっかけとしては市長が替わって、未来志向の視点をお持ちです。やはり近年の物価高騰というのも非常に大きく影響してまして、芦屋で自前で建設、焼却炉を造るというコストもどんどん上がってきてる、財政支出がどんどん大きくなってしまってる状況もありますね。

いろんなものもそうやと思うんですけども、近年どんどん建設のコストも上がる中で、人口減少も市長は言っておられて、人口減っていき、また、分別も進むということは、この先どんどんごみも減っていくのに焼却炉を造ると、どんどん焼却炉の余力が大きくなっていく中で、無駄が無いように出来ないかというような視点をお持ち。そういう様々な今の社会情勢なんかも考えて、市長のお言葉もきっかけに、今、我々動いてるということになります。

(井上会長)

はい。樋口さんにしても法兼さんにしてもね、災害があったときに、芦屋で持つとけば、それだけ安心やと。もし神戸の焼却炉が潰れた場合、あるいはこっちが潰れるかも分かりませんけどね。そういうときの備えとして、芦屋で持っておいたほうがいいのではないかというのが樋口さんとか法兼さんのお考えだと思うんですけどね。そういう視点を市長が持ってるかどうかは疑問ですけどね、はい。

(井上会長)

はい、どうぞ、大上さん。

(事務局 大上)

ありがとうございます。このように機会あるごとに皆様方にはお伝えできる報告はさせていただきますながら、少しでも御意見や御感想もいただきたいというところでございます。

もう一度整理いたしますと、本当に山口さんがおっしゃったとおりなんです。建てるお金とか運営管理するお金が芦屋市にないから、他自治体に焼いてもらおうかということではなくて、そこはもう日本全国がそういう方向性で考えている。

で、何よりも環境のことを考えると、小さいところでそれぞれで焼くよりも大きなところでまとめて焼いたほうがエネルギーも節約できますし、また焼いたことによる発電効率、電気を生み出す効率も上がる、そういうことも考えて、特に環境施策というのはできるだけ広域で考えれば考えるほど、地域規模、地球規模に貢献するという観点というのが我々環境部局の担っているところです。

これが、環境や安全のためには造ったほうがいいけど、お金のためだけで財政部局に

言われて、じゃあやめよかという、そういう単純なことではなくて、しっかりと環境施策として、より未来に向けて、よい方策をとということで考えている。

ただ、御心配かけてますように、そしたら芦屋の分別変わるんかとか、持ち込む先が不便なるんかとか、災害のときどないなんねんとかということについてはしっかりと神戸さんと話しをする中においても、条件整備しているところです。

で、神戸市さんは施設3つ持っておられる中で、やはり同じように人口減少していきごみも減っていきますから、それぞれの施設で余力がでてくるのですね。ですので、西宮さんとの協議との違うところは、どちらも古くて建てるタイミングは一緒やから一緒に建てましょうというお話だったのと比べて、余力のある神戸市さんのほうで、芦屋の想定してるごみの量を焼却可能かどうかというようなこともしっかり話し合っ研究して、神戸市さんのほうにもメリットがある、もちろん処理費用をお渡ししながらということです。

ただ、神戸市さんのほうの市民の方々にも、広域的なそういう環境の対策ということも含めて御理解いただいて初めて成就するものですので、本市としては進めたいけど、こっちの勝手だけでは言えない。成就しなかった場合のためにしっかりと今の単独整備は進めていく。単独整備が止められなくなるデッドラインまでにもし両市で合意できるようなことがあれば、これは逆に、今、進めてる整備計画とか御議論いただくことが全部無駄になるのかって言うたら、それもまた違って、その場合は煙突の建物は建てなくて済む分、この狭い敷地とか、いびつな敷地で制限がいっぱいある中で、今、いろいろ課題持ちながら、整備計画進めてますけども、その分、資源循環のために、より充実した施設になるようにですとか。例えば災害時のためにも、そんなに大きくないですが仮置き場みたいなスペースの余力出てくるかなとか、そういういろんなことも考え合わせて、やはり両市にプラスになるような話として進めたいなということで、みんな頑張っております。

で、二足のわらじでいくことについての市民の皆さんも含めての御尽力、御議論の時間、人件費もそうですけども、そこについては市として、その方針でいこうと。やはりその二足のわらじの期間を経てでも、もし実現するのであれば、これは未来のために望ましいことだという方針で進めているところです。

情報の出し方がまた小分けで出てくる感じになりますけども、ぜひ今後ともごみ減量や環境負荷低減に向けた取組は大事になってきますので、この審議会の皆様にも、ま

た違った視点も含めて御議論は続けていただきたいとお願いするところです。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

ほかに事務局から何かありますか。どうですか。

(事務局 永田)

ほかには特にありません。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

実はこの委員の皆さんでのこの会合はね、今回が最後になるんですね。ですから、もう時間ほとんどないんですが、一言ずつでもいただければありがたいと思いますね。

そしたら桑田さんからちょっとお願いします。

(桑田委員)

はい、お疲れさまでした。今回で最後なんですか。

(井上会長)

このメンバーでは最後ですね、はい。

(桑田委員)

メンバー替わって、令和6年度でまた続けるんですかね、この議論は。

(事務局 永田)

そうですね。委員の任期が2年になりますので、また次の2年間に始まるということになります。

(桑田委員)

いろんな建設的な議論があって、皆さんそれぞれの立場でごみのことを考えられてま

すので、私も商工会で商売人の集まりからの視点でごみに対して発言させていただき
ましたけど、よりよい方向に進めばいいなということは、引き続き、私がまた来るの
か分かりませんが、私やったら個人ではなく団体を背負って出てきてますので、団体
としての意見をまた発言して持ち帰りたいと思います。また引き続き、よろしくお願
いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

はい、武内さん。

(武内委員)

ごみの勉強がよくできて非常によかったと思います。いわゆる民生委員のさわやか収
集ですか、それに関する事柄とか、そんなんも自治会との絡みでやったらどうかいう
御意見もあったんですけれども、ちょっと自治会しんどいんと違うかなと思ったりし
ます。

ただ、いわゆる資源ごみ報奨金、それは自治会、私も自治会やってたことがあるんで
すけれども、それは非常にごみの減量にも役立つし、いわゆる自治会の歳費、収入に
関して5割ぐらい、自治会費と同じぐらいの報奨金と業者からのあれですかね、それ
で得られてるので、何でみんなしないんかなってね。毎週火曜日に資源ごみ、私の地
区は火曜日ですけど、資源ごみ出したら、それで自治会にも入ってくるわけですから。
それが水曜日に出してる人が、それも月に1回か2回でしょ。何でかなと思うんです
けれども、この会議でよく分かったので、よかったと思います。ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

多田さん、どうぞ。

(多田委員)

どうも、こういう会に参加させていただいて、ありがたいと思っております。昔から

芦屋はごみが多いということを言われてましたので、これはもう、1つの答えとして、貧乏人はごみを出しません。ですから、芦屋の方はお金持ちが多いんだということを改めて認識させていただきましてございます。

ただ、本当にごみのこと勉強して、私自身が出すごみを少なくしようということと、もう一つ勉強しましたので、ちょっと同じマンションに住んでる方とか近くの方からごみのことで質問されても、大体のこと答えられるようになりました。この前も傘はどうしたらいいですかって言われたんで、傘はそのまま出してもらっていいですということをお教えて喜ばれましてございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

千田さん。

(千田副会長)

やっぱり自治体によって、いろいろ違うんだというのをここ参加させてもらってすごく勉強になりましたし、あと皆さん方の熱い思いで芦屋市がどんどんごみ問題がなくなることを、微力ですけど、お手伝いできたと思いたいです。はい、ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

はい。法兼さん、どうぞ。

(法兼委員)

こちらに参加させていただいて、改めてごみの分別というのをやっぱりよく考えるようになったのと、それと自治会で取り組んでる資源ごみの回収、あれもうちの自治会、うちの長だったら再度皆さんに回覧を回して、こういうのをやってますのでというようなことで再度周知をして、資源ごみの有効活用に取り組めたということとか。ここで聞いたことを自治会、自治連さんのほうにもちょっと報告させていただいて、自治連のほうでも10月からのゴミ袋導入に少しでもお役に立てたのかなというのは思って

いるところです。ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

山口さん、どうぞ。

(山口委員)

どうも勝手なことばかり言わせてもらって、本当にありがとうございました。本当に資料を読むのが大変で。それと勉強になりますんで、何とかね、この力を一般の人たちのごみ減量に何とか役に立たんかと今思ってるところです。本当にありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

最後に樋口さん。

(樋口委員)

取りあえず何か広めていく協力はできる立場にあると思うので、また、何かそういうことがあれば教えていただいて。自治会もそれぞれ82あって、それぞれ皆さん違うので、一概に自治会、自治連に持って行ったらできるというわけではないんですけども。でも、半分でもいいからやってもらおうというような考え方でこう提携していくほうが、何かもっと前へ進めていくときにね、いいんじゃないかというふうに思いました。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事は終了させていただきます。

今後の説明、事務局からあればお願いします。

(事務局 永田)

皆様、本当にありがとうございました。

会長から触れていただいたとおり、委員の任期は2年となりますので、今回がこのメンバーで開催するのは最後という形になります。また次の任期が始まりますので、例えば自治会から出ていただく方は、次また自治会から推薦いただくという形になります。この2年間は指定ごみ袋の導入やプラスチックの分別など大きな問題もありました。本当にいろいろ御議論いただき、ありがとうございました。

以上で令和5年度第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

職員の皆さんも本当に、どうも、長い間ありがとうございました。